

わたしは4項目の質問をします。

1) 保育制度改革にどう向き合うか

最初は、保育に関してです。

園児数の減少を理由に、1998年度に休園した河合谷保育園が2005年度に廃園となり取り壊され、隣の種保育園も2002年度から休園し、いまも休園中です。中山間地域の保育園児数の減少問題について、あるいはつばた幼稚園の今後について、さらには住吉保育園の建物の老朽化問題が緊急な検討課題となって、2005年に津幡町保育園施設運営等に関する検討幹事会が設置され、2006年6月には津幡町保育園施設運営等検討委員会が設置されました。

この委員会は、学識経験者2名、民生・児童委員1名、主任児童委員1名、保育園保護者会会長計2名、教育部部長、町民福祉部部長の計8名で構成され、7回の委員会がもたれています。2007年2月には、町長に答申書が提出され、津幡町保育園施設運営等検討委員会は、これを区切りに解散しました。

その答申を受けて、現在は町民福祉部町民児童課が、今後の保育園運営等を検討しています。文教福祉常任委員会にも資料が提出され、委員会でも議論されているところです。

さて、津幡町保育園施設運営等検討委員会が設置された2006年と比較すると、わずか2年余りではありますが、現在までの保育制度改革の進展には目を見張るものがあります。経済財政諮問会議や規制改革会議は、保育料は自由化し、保育所と利用者との直接契約などを政府に求めています。

政府の地方分権改革推進委員会は保育サービスの最低基準の見直しを求め、社会保障審議会少子化対策特別部会は「準市場の原理」での保育サービス提供を検討し始めています。

この動きは、1994年橋本政権下でスタートし、小泉政権下で具体的に推進、実行されていった構造改革の一環であり、それが今も続いているととらえることができます。社会福祉制度の見直しのなかで、保育制度も変えられようとしています。もうすでに介護や医療という社会福祉制度が、保育に先駆けて、官から民へと移行しています。その結果、介護現場に於いては介護士の非正規雇用、低賃金などの労働条件の悪化を引き起こし、医療機関に於いては医師不足や病院経営の悪化を招いています。・・・

そして、市場化があまり進んでいない社会福祉の最後の分野である保育が、社会福祉サ

ービス低下の危機にさらされることになるかもしれないのです。

公立保育園の運営費や施設整備は一般財源化されて補助金は大幅に削減されていること、公立の保育士の人件費が高いことなども考えれば民営化を進める理由のひとつであるなど、町の財政難を理由に、民間委託や認定こども園への検討をするべきだとの意見もあります。

しかし、財政難であるからこそ、わたしたちの税金がどこに使われるべきかを真剣に考えなければいけない。

金沢市は2007年～2008年度の2年間をめぐり、「金沢市少子化時代における保育所運営検討会」を設置しました。今年2月には「これからの保育運営のあり方について」と題して中間報告が提言されています。その提言はというと、金沢市の私立保育所において、2006年度の決算では98施設中32施設で単年度収支が赤字であり、年々、私立保育園の運営を取り巻く状況は厳しさを増しているとし、このような事態を受け、保育士を始めとした、職員の非常勤化やパート化が必要以上に進むとすれば、保育所としての機能や質の確保がはかれなくなっていくおそれがあること。また、施設の老朽化・耐震化対策を講じていくことが求められていること。このような中、安定的持続的な保育所運営を確保し、少子化時代に対応した保育所運営のあるべき方向性を再構築していくことが急務であることとしています。

自治体は、公立保育園の民営化、保育園と幼稚園の一元化、認定子ども園制度などなどの保育に係わるさまざまな問題に、どう向き合うのか。保育制度改革にあたり、保育の公的責任が全国各地の自治体で問われています。金沢市も津幡町も同様です。

現在、津幡町では町民福祉部町民児童課が中心になって、今後の保育園に関して検討を進めているとのことですが、これだけでは足りないと思います。限界がありません。

津幡町保育園施設運営等検討委員会の答申書には、保育園の統合、民営化等の推進、実施にあたっては、保護者や地域、関係機関との連携を深め、こどもの健やかな育成をより一層推進する観点から取り組むようにと提言されています。

そこで、わたしは、保育に関する地域協議会の設置を提案したいと思います。

保育に関する地域協議会を設置し、そのメンバーには保護者会役員、保育士、地域の代表者、学識有識経験者らを加えます。

そして、住民が主体となる地域協議会と行政とが対等の立場にたち、現況の保育の問題を学習し、協議し、解決していくべきだと思います。全保護者にむけての会合も必要であり、保育の現場に立つ保育士も交えての意見交換をするべきです。

そこでは当然、津幡町の「保育の質」、「保育ビジョン」「保育の理念」が検討されるべ

きです。

津幡町には2006年設置された津幡町次世代育成支援対策地域協議会があります。国が2005年からスタートさせた次世代育成支援行動計画は2009年度をもって前期計画が終了し、2010年度から後期計画が始まります。後期計画は2008年度のニーズ調査をもとに、2009年度が作成の年です。この行動計画は、次世代育成支援対策推進法にもとづいて自治体が策定を義務付けられているものです。

新たな設置が難しいというのであれば、今ある次世代育成支援対策地域協議会に、保育園児童の保護者たちと、保育士たちを迎えれば、保育に関する地域協議会は可能だと思います。あるいは、地域協議会で今後の保育園のあり方を調査、議論することは可能です。次世代育成支援対策地域協議会は、現在は年に1度、委員会が開かれているとのこと。せつかくある地域協議会です。年1回の委員会開催では、もったいない。

いまここで、わたしは、保育についての考えを述べることはできます。しかし今、もっと大切なことは、現場の人たちと住民が、自ら考え、意見を言うことができ、津幡町の保育のビジョンを描き、話し合うことができる場を設けることが大切なのだと思うのです。

保育制度改革が構造改革の一環として叫ばれ、今後は保育の市場化が進み、官業開放ビジネスが活気づくことが予想されます。日本の構造改革は、アメリカ社会を腐らせた新自由主義という大きな流れに乗っかっているという事も見落としてはいけません。

この大きな流れに、日本の社会保障制度が押し流されて崩壊していきたくないように、わたしたち市民は、将来にどんな保育を望むのかをしっかりと見極めなければなりません。

「保育の理念」を失っては、この先どこへ向って歩いているのかわからなくなる。財政難だからここを削る、あそこを削ると同じ「削る」行為をしていても、そこに理念があるのとないのとではまったく違うはず。理念があれば、生き生きと仕事もできる。

金沢大学医学部附属病院のエレベーター前には、誰もがわかるように、大きく医療への「基本理念」と「基本方針」が書かれています。患者やその家族たちとも基本理念を共有しようとしている。これは大切なことです。医療に係わる人たちが共通の理念を持ち、その理念に向って仕事をしていけば、大きな間違いは起こさないだろうなと思いつつ、わたしはエレベーター前の全文を読んでいました。

日本には、児童福祉法があり保育の指針とされています。

第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

〇2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

津幡町の「保育の質」と「保育の理念」、そして「公的保育の責任」を考えるためにも住民の意見を聞く、述べる、話し合える、地域協議会を求めます。

町長は「公的保育の責任」についてどのような考えを持っているか。
また、保育に関する地域協議会について真剣に考え、検討してほしい。

2) 乳癌と子宮の癌の検診について

女性が乳癌になる確率は、日本では25～30人にひとりとも、20人にひとりともいわれ、乳癌の罹患率は年々増え続け、死亡者に占める乳癌患者の割合も上昇しています。2004年に出版された「がん・統計白書 罹患 死亡 予後2004」によると女性の癌罹患率の第1位が乳癌で、死亡率も肺癌に並んで2番目になっています。年間全国で約3万5000人が乳癌を発症し、約1万人が乳癌で死亡しています。乳癌の発症率は30歳代から増加し50歳前後にピークを迎えます。本町では乳がん検診の対象者年齢は40歳以上です。一方、子宮の癌の罹患率も上昇傾向にあり、20歳からの検診が求められています。

過去の統計で子宮の癌の発見数をみると、30～45歳がほぼ半数を占めます。しかしこの層である30～45歳の受診者数は、石川県においては大幅に減っているということです。また子宮の癌は若年層での発症が目立ってきています。

2006年度、県内で乳癌が発見された人数は66人で、マンモグラフィ併用方式の検診によるものが57人、視触診方式によるものが9人でした。子宮の癌発見者は23人。

頸部癌の発見率は年齢階級別に見ると、20～24歳がもっとも高かった。

年1回の検診であったのが、2005年度より厚生労働省の指針により、津幡町でも乳癌、子宮の癌の検診が2年に1回となりました。2007年度の津幡町での乳癌の受診率は20.5%、子宮の癌では21.0%で、検診対象者数の約2割が集団検診か個別検診を受けています。2年に1回の検診となり、今後ますます検診対象者への通知の徹底が必要となります。また、女性の癌発生率において乳癌、子宮の癌の増加という現状を広く町民に伝え、20歳代の女性にとっても受けるべき検診としての重要性を、もっとアピールすることが大切だと思います。自治体の枠を超えた広域的な子宮癌の個別検診については、2006年度にモデル的に川北町と南加賀圏域の医療機関において取り組んだ結果、川北町では前年度より受診者が72人増加したということです。このように広域的な医療機関での個別検診が可能になれば、受診者も増えるかもしれません。

県医師会によると検診は2年に1回ではなく、1年に1回が望ましいという見解もあり、女性の乳癌、子宮の癌の発生率増加に伴い、検診の大切さを広く町民に知らせることに勤めていただきたい。現在の町民への通知方法、検診の広報手段、今後の取り組みを聞きます。

3) 津幡町の観光案内図について

寄付金の回収に津幡駅へ行った時のことです。JR津幡駅の職員の方から、「津幡町の簡単な案内地図のようなものがあれば駅に置きたい。駅で降りたお客さんから道を聞かれて、説明するときに便利な地図を。」と言われました。

さっそく庁舎に行って、そのようなプリント地図はあるかと聞くと、以前はあったが今は作っていない。カラー版の観光地ガイドのようなものならあるとの返事でしたが、これでは役にたちません。町のホーム・ページに載っている地図を印刷したものならあるということで、とりあえずそれを持って津幡駅へと向かいました。

津幡駅の職員さんが希望している地図は、どんなものかという、大きさはA4～A3ぐらいでいいと思います。1枚の紙で、町の全域がわかる地図。カラーで豪華な紙質ではなく、コピー用紙のような紙質でいい。その地図を見ながら、バスなどの交通手段を使ったり、歩いたりして目的地の行き方を説明するためにあったら便利だなあという地図です。

降り立ったお客さんからよく聞かれる場所は、大滝そうめんやひまわり村、漕艇場、河北病院、体育館、運動場などだそうです。結局説明に困り、駅前でお客さん待ちするタクシーの運転手さんに聞いてくれなどといって、タクシー運転手に頼んだりしているそうです。駅の職員は津幡町以外の町に住んでいる人ばかりなので、交通手段の説明に

も困ることがあるそうです。

津幡町を訪れる人たちにとっても便利で、転入者や小中学生の地域学習のためにも便利な、案内地図を作るべきです。工夫次第で、費用も余りかけずに、ニーズにあったものが作れると思います。駅以外にも警察、交番や河北病院、シグナスなどにも置いたらいいでしょう。

このような町観光案内図が必要だと思います。

4) (仮称) ポートピア津幡について

2日前の9月1日、市民オンブズマン・つばたが、村町長に公開質問状を提出したという記事が、北陸中日新聞に掲載されていました。津幡町はポートピア開設に名乗りをあげたみどり市との間で行政間協定を、町の議決なしに結んだのは違法ではないかというものです。

もし市民オンブズマン・つばたが言うように、行政間協定を結ぶにあたっては、議会の議決が必要だったのにもかかわらず、町は議会に諮ることなくみどり市と行政間協定を結んでしまったということであるのなら、町長は議会制民主主義のルールを無視し、町民を無視していることになり、その責任は重いはずです。

4月28日、行政間協定がむすばれる2日前に、市民グループ風は、町長への会談を申し入れています。みどり市全員協議会資料を入手した市民グループ風は、行政間協定における責任の所在がみどり市にはなく、責任が民間会社の(株)グッドワンに丸投げされるのではないかという懸念のもとに、町長への会談の申し入れを文書をもってしたにもかかわらず、町長からは検討の必要なしの返答で、市民グループ・風の申し入れは、無視されました。

その後、30日に、行政間協定が津幡町庁舎で結ばれたときも、市民グループ風は行政間協定締結に強く抗議しました。

しかし、ここでも無視され、庁舎の2階で、推進派の議員と舟橋区長らが揃う中、みどり市との行政間協定が締結されました。

このようにして町民を無視し続け、議会を無視して、この町はどこへ向って走っているのか。

市民オンブズマン・つばたの質問状によれば、

普通地方公共団体相互間の協力における事務の委託は、事務の委託を委ねられたみどり市は受託事務の範囲において、みどり市の事務として処理する権限を有することになり、委託をした津幡町は委託したその範囲において、津幡町はその権限がなくなるというものです。普通地方公共団体相互間の事務の委託は、委託したほうはその委託の範囲で権限を失い、権限が縮小されることになるわけで、権限が縮小される場合は議会の議決が必要だということだと、わたしは現在のところ、このように考えています。

町長はすでに権限を失ってしまったのだから、ここでも質問に答える義務はないという

ことになるのでしょうか。

しかし、今からポートピアについて質問するわたしとしては、それでは困ります。津幡町は、ポートピアについて、最後まで町民に対する責任をしっかりと果たさなければなりません。

町長の過去の答弁で、はっきりと答えていただけなかった質問について、もう一度するので今度はしっかり答えていただきたいと思います。

1) 町長は、2005年（平成17年）5月の舟橋区の採決結果をいつ、どのようにして知ったのですか。

2005年（平成17年）5月の舟橋区総会に同席した当時議長の山崎議員や別の議員から、あるいは舟橋区の区長や役員から、町長は、舟橋区総会でのポートピア設置計画の採決結果の連絡を受けたか、それとも受けなかったのか。受けていたとすればいつですか。

2) 2005年4月か、5月か、舟橋区総会に出されたWF企画からの参考資料に関するものです。（平成17年）

当時WF企画から出された参考資料によると、固定資産税や法人税とは別に、自治体に環境整備費が支払われ、合計で1億円以上の新たな自主財源が生まれるとありますが、過大な利益を生むというこのような誤った資料によって舟橋区が賛成したと思われまます。舟橋区がこのような資料をもとにポートピア設置を請願していたということを、町長は知っていましたか。

参考資料には臨時でなく、本採用としての安定した職場の提供ができるとあり、100名程度期待できるとありますが、町長は50名～100名とっています。本採用とはもちろん社会保険や失業保険、退職金なども保障されている本採用のことですが、町が（株）グッドワンに確認した本採用の人数は何人ぐらいでしたか。

参考資料には、ポートピア誘致を求める申請は全国で数百件に及ぶと書かれていますが、本当に数百件ものポートピア誘致を求める申請があったのでしょうか。信じられません。その実際の件数とどこの地域が申請しているのかを（株）グットワンとWF企画にその事実を確認したことがありますか、町長は申請件数と申請地域について知っているのですか。

3) 津幡町とみどり市が行政間協定を結ぶ直前、わずか1週間ほど前の今年の4月22日に開かれたみどり市の全員協議会に提出された資料に関する問です。

（一般質問の通告書とともに資料を提出しますので、この資料の内容についてみどり市と（株）グットワンに確認していただきたい。）

①まず（資料No. 2）みどり市と（株）グッドワンとの間に交わされた合意書（案）で、

責任の範囲については、「法令の規定に基づく事項」の責任はみどり市が持ち、「本業務の全てに関して」は（株）グッドワンがその責任を持つと読めますがいかがですか。

問題の解決については、みどり市は一切責任を持たないと読めるし、補償等の負担については、みどり市は一切責任を持たないとわたしには読めますが。

この点について、みどり市はなんといいていますか。

②次に（資料No. 3）みどり市と津幡町との（仮称）ボートピア津幡設置に関する協定書（案）では

みどり市は津幡町の事業者の活用に努めるとしてはいますが、具体的にはなんとという事業者の、どんな活用に努めるといっているのですか。みどり市から津幡町に対して、事業者に関する問い合わせはあるのでしょうか。

仮称ボートピア津幡環境委員会の役割は何ですか。またこの委員会にはどのような権限が付与されていますか。

ボートピアの名称の決定権は、モーターボート競走の関係者で組織する場外発売運営審議会にあるのでしょうか。

②次に（資料No. 4）みどり市と津幡町とのボートピア津幡に関する細目協定書（案）について

青少年対策として、警備員を配置して未成年の入場を防止するようですが、入場者が未成年であるかどうかは見ただけではわからないと思います。こんなことで、本当に未成年の入場を防ぐことができるとは思えません。

酒、アルコール類は販売しないとありますが、持ち込みはいいのですか。

細目協定書に規定した対策を講じる場合、みどり市は財政的支援を行わないものとすると思いますが、ではだれがその費用を持つのですか。

（株）グッドワンはみどり市と同等の責めを負うべき旨の規定を置かなければならないと読み取れる文言がありますが、（株）グッドワンはみどり市と同じ責任を持つということになると、問題が起こったとき津幡町はどこにその最終的な責任を問えるのですか。

4) 津幡町民がボートピアにつき込むお金について聞きます。

2008年3月定例会で、前田議員はボートピアに関して一般質問し、「町に環境整備

費2,400万円が入るためには津幡町民がつぎ込むお金はいかほどと見積もっているか」と問いました。

町長は「津幡町民の舟券購入額の予側はしていない。」と答弁された。

しかし、続いて坂本総務部長は、売り上げ24億円の根拠について「ポートピア津幡誘致計画に津幡町シュミレーションというのがあり、1日平均入場者数は533人で、ひとり1,5000円を舟券の購入に使うと見込み、1日平均売り上げは約800万円。300日営業すれば年間約24億円、360日の営業なら年間約29億円の売り上げが見込まれると説明しました。

そのシュミレーションでは、津幡町民の舟券の購入額は300日の営業なら年間約2億円、360日営業では年間約2億4000万円になります。

坂本総務部長が述べたように75%の払戻金を差し引きすれば、ポートピアの舟券購入により1年間で津幡町民が失う金額は、300日営業なら約5000万円であり、360日営業なら約6000万円なる。年間津幡町民の懐から5000万~6000万円のお金が流出し、かわりに津幡町行政側に2400万~2900万円の環境整備費が入ってくるということになります。津幡町に入ってくるお金は、出て行くお金の半分以下であり、しかもそのお金は町の財源として入るわけで、直接町民のお財布に戻るお金ではありません。

しかも、売上げ金の75%が払い戻されると考えても、当たった人だけが払戻金を手に入れることができるのであって、当たらなかった人はゼロになる。当たらなければつぎ込んだお金は、ゼロになります。

このようにして、賭けたお金がほとんどもどってこないのが、ギャンブルです。年間約2億円から2億4000万円の舟券購入費が津幡町民の懐から出て行くことには間違いなし、ギャンブルで当たった人だけにいくらかの払い戻し金に戻るだけのことです。当然、ギャンブル依存となり一文なしになる人も出てくる。これが津幡町民にとって、本当に利益に値するものなのですか。

町長の見解を問います。町長は町民に納得のいく説明ができますか。

しかも町長の視線の先にあるのは、津幡町行政の財源しかない。

ポートピアは投資のいらぬ自主財源だと、町も議会もいっているようですが、近隣の市や町の人たちに申し訳ないと思わないのでしょうか。

過去に、石川県や富山県内のさまざまな地域で、ポートピア誘致の話が持ち上がりましたが、どの市や町も、ポートピアはいらぬと拒んできた事実があります。かつてはこの津幡町においてもしかりでした。

自治体を越え、地域を越えてポートピアに反対してきた大多数の市民がいることを少しも考えずに、津幡町はポートピアを作ろうとしています。

ポートピアが360日営業すれば年間約29億円の売り上げが見込められるといいますが、この売り上げのほとんどは、金沢市、内灘町、かほく市、羽咋市、小矢部市、砺波市、・・と、近隣の市町から出たものとなります。

長年の間、近隣の市民が反対し、拒んできたポートピアを、町の年間予算の0、2%程度の財源が入ってくるからといって津幡町に作るという、こんな身勝手な町があるでしょうか。

2006年6月、舟橋区からでたポートピア誘致の請願を審議した総務常任委員会では、「ポートピアは、津幡にできたら金沢や富山に作ろうとしても作れないという、メリットのある企業だということも魅力だ」という意見がありました。ポートピアに反対してきた近隣市町のひとたちがこれを聞いたら、本当に怒るに違いありません。

近隣の市や町からは多額のお金がでていくばかりです。津幡町が環境整備費につられてポートピアの建設を許すことは、これら近隣の市町とその住民に対する裏切りです。そしてその利益のほとんどが、(株)グッドワンとみどり市に吸い取られるのです。

町長は津幡町さえよければそれでいいと思っているのですか。いや、ポートピアを推進するごく一部のひとたちさえよければそれでいいと思っているのですか。町民に説明会さえ開かない町長に対しては、一部の推進派さえよければそれでいいのだと、他の町民のことはどうでもいいのだというような、乱暴な態度を感じざるを得ません。

町長にもポートピアに賛成する議員の中にも、ギャンブルはいけないことという倫理感がまったくないように見受けられることが、本当に不思議です。いやだなあギャンブルなんて、と思う町民が大多数なのに、この差はどこからくるのでしょうか。ひょっとしたらポートピアはギャンブルでないと思っているのか、ポートピアは単なる企業と変わりないと思っているのか。

2006年10月25日に町長がポートピア設置を容認したことを受けて、11月12日に教育委員会の会議が開かれ、そこで坂本総務部長が説明し、それについて審議されていますが、この会議には近隣の加茂、庄、緑が丘の意見を聞くことも話に出ていたのに、それはどうなったのでしょうか。青少年や暴力団の問題を議論しておきながら、教育委員会での協議の結果は「青少年に悪影響がでないように見守っていく」ことで全委員がそれを了承しました。子どもたちの様子を、見守ることはけっこうですが、見るだけでは、子どもの安全、安心は守れないでしょう。ギャンブル場がすぐそばにあるような環境に住んでいること事態が、もうすでに子どもたちに悪影響を及ぼしていることだと考えられないのでしょうか。

営利本位の民間委託では、射幸心をあおるような販売や広告がすでに、他のポートピアでは見られるし、石川県も富山県もその洗礼を受けることになるでしょう。ギャンブルはいけないことという倫理感がまったく欠如したポートピアが子どもたちに与える悪影響は、わたしたちの想像以上になるでしょう。

5) 仮称ポートピア設置計画の進行状況についてわかりやすく説明してください。
町はいま何をしていますか。